

保幼小連携の課題解決に向けた考察

善野 八千子

A study on the cooperation for developing the education between
nurseryschools, kindergartens and elementary schools.

Yachiko Zenno

第1章 保幼小連携の背景と課題

連携とは、同じ目的を持つ者が互いに連絡をとり、協力し合って物事を行うことである。教育の目的が「子どもの育ち」や「学び」を促進し、子ども達の成長を支援することであるとしたら、幼児教育に関わる者、小学校教育に関わる者、中学校教育に関わる者が「連携」を取り合うことは理の当然であるとされてきた。子どもをめぐる連携は、当然この3種類の校種のみ限定されるのではなく、「高等学校や大学との連携」、「家庭や地域との連携」も理論的には問われるべき問題である（木村2001）。⁽¹⁾

本論においては、生涯学習の視点に立ちつつ、保幼小連携に限定して論じていくこととする。保幼小連携とは、幼稚園・保育所などにおいて遊びを主導的活動として展開される幼児期の生活と学校での集団生活の中での学習を主導的活動として展開される幼低学年教育とを内容的・方法的な工夫によって子どもにとって、無理のないスムーズな接続を図ること、あるいはそのための条件整備を意味して用いられる。⁽²⁾

保幼小連携が注目される背景の一つには、いわゆる「小一プロブレム」と言われる低学年の子どもの問題行動や授業不成立がある。小一プロブレムが高学年に見られる学級崩壊と異なる点は、前者は幼児期をひきずる子どもたちがパニックを起こしている状態であるのに対し、後者は思春期を迎えた子どもたちが、大人から自立しようとして教師に反発することとされる。

国立教育研究所（当時）調査報告「学級経営をめぐる問題の現状とその対応」（平成12年）（以下、報告書と略記）の中には幼小連携事例が含まれている。困難事例の中で「就学前教育との連携・協力が不足している事例」が13%、「教師の指導力に問題がある低学年事例」が20%を占めている。⁽³⁾

報告書は学級がうまく機能しない150の状況事例を10に分類している。また、回復事例として、「幼保・小など異校種連携」が功を奏したケースを挙げ、「子ども観の捉え直し」の必要性が指摘されている。さらに、「今後の取組みについての5つのポイント」に「保護者などとの緊密な連携と一体的な取組み」も示されている。

小学校学習指導要領解説 生活編（平成20年8月）においては、「大単元から徐々に各教科に分化していくスタートカリキュラムの編成なども効果的である。このように総合的に学ぶ幼児教育の成果を小学校教育に生かすことが、小1プロブレムなどの問題を解決し、学校生活への適応を進めることになるものと期待される。入学当初の生活科を中核とした合科的な指導は児童に「明日も学校に来たい」とい

う意欲をかき立て、幼児教育から小学校教育への円滑な接続をもたらしてくれる。」と述べられている。⁽⁴⁾

これまでの保幼小連携の取組みは、①情報交換②実践交流③実践検討④カリキュラム編成等が考えられてきた。最近では情報交換や相互訪問とともに合同授業が試行されるようになり、連携カリキュラムの作成と見直しが進みつつある。

折しも、平成20年度3月、厚生労働省から保育所保育指針が、文部科学省から幼稚園教育要領及び学習指導要領が告示された。この度の改定及び改訂にあたっての幼児教育と小学校教育の接続に関する特色を整理するとともに、これからの保幼小連携に求められるものを考察し、課題解決にせまる方策を提案したい。

第2章 新保育所保育指針及び新幼稚園教育要領・新学習指導要領（いずれも平成20年）と保幼小連携

経済協力開発機構（以下、OECDと略記）「世界の教育改革」2000⁽⁵⁾においては、「幼年期に質の高い教育を用意することが生涯学習の基盤を形成することである。質の高い就学前教育及び保育環境で育った子どもはすぐれた思考力や問題解決能力を発達させる。」とされた。続いて、OECD(2003)⁽⁶⁾で示されたキーコンピテンシーとして、「1 社会的に異質な集団で交流すること」、「2 自律的に活動すること」、「3 道具を状況に応じて用いること」の3つカテゴリーが示された。

以上のような幼児教育の国際的動向の中で、生涯学習のために保育の質を高めることを目的として改定されたといえる。

ここで、戦後の幼児教育の大きな流れを振り返ってみることとする。1946年秋より、政府は教育刷新委員会の審議と呼応しながら、教育基本法とともに学校教育法の原案作成を急いだ。そして、翌年の1947年3月31日に学校教育法が法律第26号として公布され、同年4月1日より施行されることになった。これにより幼稚園令が廃止され、代わって学校教育法によって幼稚園をその第1条に規定する学校体系の一環に位置づけ学校に関する基本的な事項は全て幼稚園にも適用されることになった。また、幼稚園の目的については学校教育法第7章、第77条・第78条において定められている。

この度の学校教育法の改正⁽⁷⁾の「1.学校種の目的及び目標の見直し等 (ii) 幼稚園に関する事項」で以下のように示された。

教育基本法に教育の目標及び幼児期の教育に関する規定が置かれたこと等を踏まえ、以下のとおり、学校教育法の幼稚園の目的及び目標に関する規定等を改めること。

【目的】①義務教育以後の教育の基礎が培われ、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるよう、幼児期の特性に配慮しつつ、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すると言った趣旨を規定すること。②小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確となるよう、学校種の規定順について幼稚園を最初に規定すること。

旧) 学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校・・・、特別支援学校及び幼稚園・・・

新) 学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校・・・

ようやく、学校教育の始まりとしての幼稚園、幼児教育の認識が高まってきたというわけである。こうしたことをふまえ、新保育所保育指針と新幼稚園教育要領が平成に入って3度目の改訂になった。

続いて、新保育所保育指針⁽⁸⁾、新幼稚園教育要領⁽⁹⁾と新学習指導要領⁽¹⁰⁾についての今回の改訂の特徴と保幼小連携の連関について、整理していく。

1. 新保育所保育指針と保幼小連携の連関

平成20年改定の保育所保育指針は、質の向上の観点から、大臣告示化により指導要領と並んだ最低基準としての性格が明確にされた。この背景には「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書（平成19年12月21日）に見られるように、子どもの生活環境の変化（人と関わる経験の不足、生活の乱れなど）、保護者の子育て環境の変化（不安や悩みを抱える保護者の増加、教育力の低下など）がある。このことから、質の高い養護や教育の機能や子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割が求められ、保育所に期待される役割が深化拡大されたものである。

新保育所保育指針では、保育所の創意工夫や取組みを促す観点から、現行の13章から7章に内容が大綱化され、構造の明確化が図られた。また、保育現場で活用され保護者にも理解されるよう、明解性が高められ、指針と併せて解説書が作成されることとなった。

要点としては、養護と教育を一体的に行う保育所の役割の明確化、保育内容の改善には健康・安全体制の充実と小学校との連携が明示されたことである。「保護者に対する支援」（第6章）、「保育の計画及び評価」（第4章）では保育計画を保育課程とするなど質を高める記述が見直されている。

さらに、全章において「連続性」がキーワードになっている。厚生労働省保育課専門官天野珠路は、次の①～⑬の連続性に整理している⁽¹¹⁾

①誕生から保育園入園までと保育所入園後②保育園入園から卒園③保育園から小学校④1日24時間の生活⑤家庭生活と保育園生活⑥週や月、年間⑦保育園での一日の生活⑧一つ一つの遊び⑨0歳から6歳までの発達⑩生涯発達⑪母子保健、療育、特別支援など⑫保護者、保育者、教員など子どもに関わる人の⑬保育指針—保育課程指導計画—実践—記録・自己評価—保育要録の連続性

上記に揚げられている「③保育園から小学校」の中に含まれているかとも思われるが、改めて今回加えられた文言「保育課程」及び幼稚園教育課程から小学校教育課程というカリキュラムの連続の具体性が求められると考える。これまで筆者は拙論「受講生に変容をもたらす総合演習の探求—学園祭展示に位置づけた中間発表と他者評価及び相互評価を核とした検証—（奈良文化短期大学紀要論文2007善野）⁽¹²⁾で、以下のように示した。

「養成課程のシークエンスからは、幼稚園教諭養成では我が国社会全体にかかわる課題分析の後に、それを幼児にどのように指導していくかを考えることになる。しかし、保育士養成課程では「幼児を指導するための方法及び技術」については想定されていない。幼保一元化の中で、これからの保育者に求められる力を考えるとき、このことで学びを分断したり分けたりしてするものではないと考える。」

このように、養成課程における問題からも保育士、幼稚園教諭の育成における指導内容や方法の連続性と共通理解の必要性を唱えてきたところである。つまり、保育士養成課程においても、保育課程から小学校入学初期の教育課程への接続の在り方について十分な理解と見識をもったカリキュラムメーカー

を育成していかねばならない喫緊の課題ということである。

2. 新幼稚園教育要領と幼小連携の連携

まず、戦後の改正を経て今回の教育要領がどのような経過をたどってきたのかに触れておきたい。

戦後の幼稚園制度と普及状況を紐解いてみると、我が国の幼稚園は全く惨たんたる状況であった。多くの幼稚園が戦災によって焼失したばかりでなく、戦争末期に行われた幼稚園の閉鎖、あるいは託児所への転換も放置されており、戦争による被害や経済的な困窮が幼稚園教育を圧迫した。

しかし、1945年末には大日本教育会幼児保育部会などの活動によって、幼児教育を復興しようとする気運が芽生え始めた。

日本は新しい国を建設するため、国の将来を担う幼児の教育に着目した。文部省（当時）は1947年3月、幼児教育の内容を検討するとともに、施設運営の指導書を編集するために、倉橋惣三を委員長とする幼児教育内容調査委員会を設置した。そして翌年1948年3月、日本で最初の幼児教育書である保育要領が刊行された。保育要領では、幼児の保育内容として見学・リズム・休息・音楽・自由遊び・お話・絵画・製作・自然観察・健康保育・ごっこ遊び（劇遊び・人形芝居）・年中行事の12項目を挙げている。特に幼児の自由で自発的な活動が重視され、園においても自由遊びが主体となった。

しかし、このような趣旨に対してためらいや疑問の声が上がった。1956年、幼稚園振興計画が着々と進められていく中、幼稚園教育要領が刊行された。小学校の教育過程を考慮した指導計画を立て、領域による系統的な保育を行う、すなわち、幼稚園＝学校という考え方が本要領の第一の特質であった。また、一方では生活経験の重要であるという考え方もあった。

1964年改訂の内容は1956年の教育要領と同じように6領域にわけられ、各領域に示されている事項に大きな変更はない。1964年以来20数年ぶりに1990年に改正があった。この改訂では、幼児教育の基本は環境による教育であると述べている。教育要領が改訂されるまで20数年の間に社会状況の変化は大きいものがあつた。

平成20年3月、幼稚園教育要領（文部科学省告示第26号）が告示された。この中で、幼小連携に連携する部分を抜粋すると、第3章 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項（9）幼稚園においては、「幼稚園教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること」と示された。

また、2 特に留意する事項では、「（5）幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。」とされている。

子ども同士の交流と教師同士の意見交換及び研究の機会等を例に連携の推進を図るよう示されているが、合同の研究の機会についての時期と内容、方法を具体化していく必要がある。幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のためという目的は、「どのような子どもの姿が円滑な接続をなし得たとするのか」という共通認識を高めていくプロセスも研究成果の一つとなるであろう。

3. 新学習指導要領と幼小連携の連関

平成18年2月、中央教育審議会（以下、中教審と表す）は「言葉の重視と体験の充実を柱とした審議会経過報告を発表し、平成20年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が文部科学省告示された。

改訂された学習指導要領は、①改正教育基本法等を踏まえる②「生きる力」という理念の共有③基礎的・基本的な知識・技能の習得④思考力・判断力・表現力等の育成⑤確かな学力確立に必要な時間確保⑥学習意欲の向上や学習習慣の確立⑦豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実がポイントとなっている。

ここで、子どもの育ちと学びの連続のあり方を考えるとき、もっとも教科として接続カリキュラムを検討するにあたって関連の深い教科である生活科について、確認する必要がある。平成元年の学習指導要領改訂において、生活科の新設が問題提議したことは、小学校低学年教育のあり方についてであった。

幼稚園教育の中心としての総合的な活動の発展・継続として入門期をつなぐ基軸となる教科は生活科であると筆者は考える。当然、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域のねらい及び内容をつなぐ教科は国語科、算数科、音楽科、図工科、体育科のみならず道徳や特別活動と有機的に補完し合って、合科的に扱われるものである。

この度の生活科改訂の基本方針は、2008年中教審小学校部会で、以下の5点に整理されている。

- (1) 気づきの質を高める
- (2) 科学的な見方・考え方の基礎を養う。
- (3) 自然・生命の尊さを実感する。
- (4) 幼児教育との連携を図る。
- (5) 安全教育を充実させる。

また、第5節生活第2 各学年の目標において、学年の目標はこれまでの3項目から4項目の構成となった。

- (1) 自分と人や社会とのかかわりに関すること
- (2) 自分と自然とのかかわりに関すること
- (3) 自分自身にかかわることに関すること
- (4) 生活科特有の学び方に関すること

内容については、これまで8つの項目で構成されていたものが9つの項目で構成され、新たに(8)「生活や出来事の交流」が加えられている。また、全内容に「学習対象・学習活動等」「思考・認識等」「資質や能力及び態度等」の要素が組み込まれた。

社会情勢や幼児や児童の生活の仕方で保育や教育の重点は変化する。保育所保育指針及び幼稚園教育要領並びに学習指導要領が改訂されるということは、これまでの保育や教育が変わらなければならない必要性があるということである。しかし、どのように教育要領が改訂されようと実施する保育者や教員の資質が向上しない限り、保育や教育内容の充実はない。

第3章 実施事例の考察及び提言

目下の保幼小連携の課題は、小学校の学習や生活になじめない子どもが増加する事態への対応であるとされてきた。しかし、その根底には子どもの変化に対応していく教師（保育士）同士の連携の課題が横たわっていると考えられる。これまで筆者が関わってきた事例の中でも、保幼小連携の最大の課題は、幼児教育の側と小学校側が互いの実践を「子ども観の捉え直し」をしない限り理解できないことだと思われる。

前掲の報告書でみられたように、小1プロブレムの回復要素あるいは未然防止のためには、「幼保・小の異校種連携」、「子ども観の捉え直し」、「保護者などとの緊密な連携と一体的な取組み」の必要性であることから、次の2つの視点で提言を試みたい。1点目は、保幼小連携合同授業について、2点目は、保護者への働きかけを中心とした学校園の組織開発についてである。

1. 保幼小連携合同授業の実施事例から

筆者が参画している中で、保幼小連携を模索する自治体の審議会や研究会に見受けられる取り組みは、十分とは言い難い。その原因は互いの指導者の「子ども観、指導観の違い」に見られる。

そこで、幼稚園・小学校における子ども観、指導観の違いを克服する接続期の実践に取り組んだ事例として、平成18・19年度幼小連携推進モデル校園佐保幼稚園、佐保小学校、佐保川小学校の例から考察していきたい。以下は、奈良市教育改革推進フォーラム（平成20年8月29日実施、筆者が講師）において、幼小連携分科会で報告されたものである。

研究主題を「幼稚園から小学校への滑らかな接続をめざして」とし、共に育てたい子どもの姿を具体的に以下のような3点に示している。

- 自分の思いを話すことのできる子ども
- 人の話を聞くことができる子ども
- 友達と仲良くすることができる子ども

次に、「子どもがつながる」活動の実際については、合同活動と交流活動の違いを次のように整理している。合同活動は、幼小がそれぞれ活動のねらいをもち、同じ場において共通の環境構成の中で実施する活動である。交流活動は、「幼小のどちらかが、主体となって実施する活動に、ともに参加する活動」としている。合同活動は、「秋を見つけよう」、合同遠足「みんななかよしえんそくだ」、『みんなでいった奈良公園』を作ろう」など、地域の歴史や特色を生かした実践が見られる。交流活動の単元名は「生き物ランドをひらこう、生き物ランドで遊ぼう」「しごと名人になれるかな」「一日体験入学」である。

以上の取り組みの成果としては、まず接続期カリキュラムの編成とその実践である。合同活動と交流活動を通して、相互評価をして社会的承認を得たり、他者理解によって自分のよさに気付いたりしながら、自尊感情や有能感への変容が見られた。満足感や達成感についても、振り返りワークの分析から検証された。幼児は、小学1年生からよい刺激を受け、入学への憧れをもつことにつながった。

また、保護者は、入学に際しての不安や心配が軽減され、園や学校への信頼感が高まったことも報告されている。子どもだけでなく、教員や保護者もよいかかわりが得られ、幼稚園から小学校への滑らか

な接続の実現に近付けたといえるだろう。

教師と保育者の子ども観、指導観の違いの克服に至るためには、それぞれ活動のねらいを明確にもち、且つ作成過程で共有している。同じ場において共通の環境構成していく中での活動の問題点を解決していくことも可能にしている。

残された課題は、学校園が組織的に機能するプランニングスキルである。早い時期から1年間を見通した計画に基づいて実践していく必要がある。また、幼小連携は、接続学年だけではなく、子どもの発達を見通して、学校園全体の課題として取り組む必要がある。

さらに、保護者だけでなく地域住民にも広く啓発し、理解と協力を得て進めることが大切である。教育改革推進フォーラム（平成20年8月29日実施）において、幼小連携分科会に参加者の約半数の保護者と住民の中で上記の報告会を実施した。参加者からは、幼小連携をモデル事業としてだけでなく、子どもの育ちの連続のために継続的に望む積極的な意見が出された。今後さらに、学校園だけでなく家庭や地域と共に幼小連携の課題解決のためにそれぞれの役割を認識して取り組んでいくものと期待される。

近年の課題として、子どもの発達状況における「人間関係」の希薄化は、しばしば指摘されてきた。また、小1プロブレムの原因を幼稚園と保育所の保育実践に求める論も一部には、見受けられる。

平成元年度幼稚園教育要領では「喜んで登園する」ことに強調点があった。平成12年では「共に」過ぎ、「共に」なす喜びという人間的共感の根源を打ち出した。同時に主体的な活動は他者との関わりのなかで形成されるという（「人間関係」3（2））、相互主体的な把握を明記した。

前章で整理したように、小学校学習指導要領生活においても内容項目（8）交流（伝え合い）が新たに加わった。幼稚園教育要領「人間関係」との接続領域である。級友同士の表現活動に終わることなく、さらに保育所も含めた地域コミュニティとしての基盤が素地を養う場となっていくことが求められる。

2. 保護者への働きかけを中心とした学校園の組織開発

次に、幼児教育の成果を小学校教育へつなぐことと保護者や地域がつながる事を目的とした「保護者へのアンケート調査の実施」から考察していく。

○保護者へのアンケート調査の実施

- 実施時期：平成19年7月10日～13日
- 対象者：奈良市内公立小学校1年生保護者93名
- 回収率：95.6%

○保護者へのアンケート調査の結果

- 小学校入学に対しての不安や心配について、幼小ともに70%の保護者が「ある」、または「あった」と答えている。
- 不安や心配の内容は、「友人関係」が最も多い。続いて学習面、登下校の安全の順になっている。

○アンケートの結果を生かして

- 入学説明会の見直しや入学説明会の工夫へ
- 保護者が求めている情報を提供できるように資料作成
- 説明会後には個別の相談コーナーの特設

- 小学校の校長による講演会を開催
- 保護者交流会の実施（幼小PTA主催）

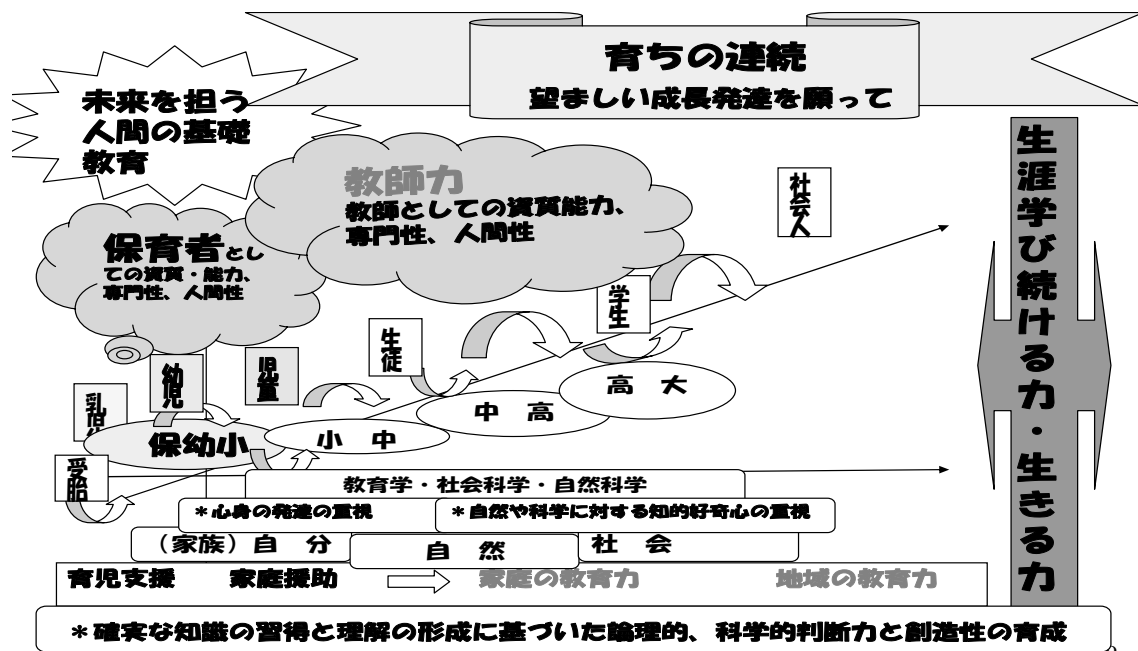
小学校別にグループを作り、グループ討議を実施した。保護者からの継続を願う声が多いという。

筆者が第三者評価者としてかかわっている兵庫県における学校評価事業の考え方を示す言葉に「わかる、かかわる、かわる」というキーワードがあるが、まさに保幼小連携においても同様のことが必要であろう。幼稚園・保育所・小学校の接続・交流・連携について、保護者アンケートの項目に設定し、意識を把握することは「わかる」という第一歩である。その結果を次の改善策に生かすことは、保護者と「かかわる」ことを通しての信頼を構築していくことになる。保護者に内包されていた学校という組織に対する不安を把握して解決するための方策を講じて「かわる」ことが可能となる。また、保育者や教師に対しての誤解も含めた不満を受容し、満足に変える力になっていく。何よりも子どもの期待を現実にし、学校園として子ども成長保障・学力保障の両全を果たすことにつながっていくのである。

保護者への働きかけを中心とした学校園の組織開発を考えると、今後は幼稚園における学校評価及び小学校以降の学校評価をどうつなげて行くかは大きな課題である。

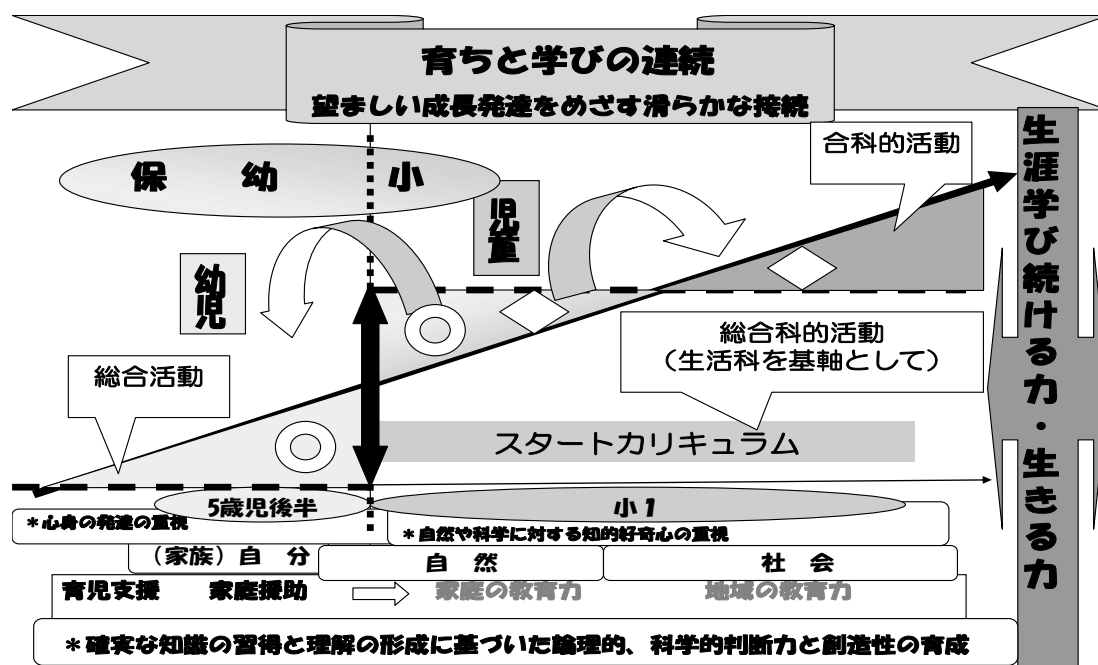
第5章 まとめと課題

これまで、幼児教育と小学校教育における育ちと学びの連続としての保幼小連携に関連する新保育所保育指針、新幼稚園教育要領及び新学習指導要領について、幼児教育と小学校教育の接続に関する特色を整理するとともに、これからの保幼小連携にかかる取り組み事例を考察し、課題解決にせまる方策を提案してきた。以下の図1は、「育ちの連続と教師力～望ましい成長発達を願って～」として2006年に筆者がまとめたものである。



〔図「人間の発達から考える教育—育ちの連続と教師力—」 善野八千子2006〕

前掲（図1）を基に保幼小の接続部分を取り出し、新たに「学びの連続を目的とする望ましい成長発達をめざす滑らかな接続」（2008善野作成）について、示したものが以下の（図2）である。



【図「育ちと学びの連続—望ましい成長発達をめざす滑らかな接続—」善野八千子2008】

5歳児後半と小学校入門期の段差である両矢印の部分で滑らかな接続にしていくための問題解決が必要とされてきた。5歳児後期を始点として、1年生前期終了に向けてなだらかな傾斜の直線を引いてみると、図のような3つの三角形が表れる。中央の三角形に含まれる目標及び内容等を◎と◇で表現した。その中央の三角形を単に左下の三角形を小学校教育の前倒しとして幼児教育にスライドさせることが、解決策ではない。つまり、左下の三角形に含める◎は幼稚園での総合活動の中で交流・連携も繰り返しながら小学校入門期にむかうという考えである。

右上の三角形◇は接続期のスタートカリキュラムから、教科のねらいに即して合科的カリキュラムに発展させていくという考えである。例えば、言語活動の充実のために生活科で体験活動を通した内容を国語科では作文にしたり、図工で造形活動や絵画したり、音楽科の表現したりして一層補完的で効果的な指導に発展させていくということである。そうすることによって、段差の解消ばかりではなくこれまで以上に教科の内容が充実することになるのは右上の三角形に結果として表れるということである。しかし、これには、その間をつなぐスタートカリキュラムが適応指導に終わることのないように十分保幼小で検討していくかにもかかっている。

続いて、保幼小に関わる「交流・連携・接続」について、整理しておくこととする。

交流については、これまでも実施されてきた教員・保育士間の情報交換や時間や場の共有として行事の招待や見学が継続や見直しまたは新規の取組みが可能であろう。

また、連携については、保幼小の互いの目標を明確にしながら、保育内容と学習内容を重ねることが互いのメリットになるよう年間計画に位置づけることである。子どもにとっては学びの充実となり、指導者にとっては、子どもの捉え方の研修にもなる互惠性、継続性、発展性のあるものにしていく事が重

第二に、保幼小連携を推進する学校園の組織開発については、直ちに実施できる提案を以下に示すこととする。

(1) 校務（職務）分掌組織の改革

「保幼小連携担当」を保育所・幼稚園・小学校共に位置づけること。また、「地域連携担当」とも密接に連絡を取り合うこと（学校規模によっては、担当者を兼務）、地域における幼児教育施設、義務教育施設との連携から、地域コミュニティの構築を視野に入れて運営する。

(2) 教師力向上のための研修の手だて

① 校内研修年間計画への位置づけ

双方の参観授業計画について、研修推進担当が中心となって各学校園の行事を知らせ合う。

小学校においては全校研修に「保育参観」を取り入れ、まず環境を知る機会にする。保育参観と低学年授業参観の開催と感想交流が必要である。回数としては、就学前に1回程度の情報交換会にとどめることなく、保護者参観等の行事とも兼ねて年に複数回実施することで実現可能となる。

② 新規採用者に対する校外研修計画への位置づけ

今後、各自治体においては団塊の世代が定年を迎え、小学校教員の新規採用者が急激に増大する傾向にある。小学校初任者研修を近隣の幼稚園・保育園に見学・観察に行く研修プログラムを確立していくことである。施設や環境の違いとともに、降園時の様子などから保護者とのかかわり方についても大きな段差があることに気づいたり感じたりすることにもなる。

(3) 教職員間の協働体制の確立

まず、生活科における合同授業の実践を契機としたい。

① 低学年は、生活科を「保幼小連携の基軸となる教科」として設定する。

② 生活科の内容項目8「交流・伝え合い」に関する単元の中に幼稚園・保育所との交流・連携活動を位置づける。入学前後の連携のみならず、幼児教育にかかわる保育者と小学校教師が双方の子ども観と評価観を継続的に交流して変容させる場を確保することである。

最後に残された課題の2点について、ふれておく。

1点目は、入学当初の生活科を中核とした合科的な指導の具体的提案である。

「スタートカリキュラムの編成」という表現が新学習指導要領の中に初めて記述された。つまり、「自立の素地を養うためのソフトランディングプログラム」を発達に即してどのように作成にしていかが求められているということである。図2の説明の部分でも少しふれたが、入学当初のカリキュラム作成に当たっては、保幼小連携が重要である。そのためには、時間枠の移行と場の移行、学び方を身につけるプロセスの移行を重視する。学びの芽生えを引き出す体験について、年度内に保幼小が共同で作成したり、作り直したりして保護者や地域に発信していくことも求められる。

まず、時間枠の移行として一日の流れの違い等の基本的な生活習慣を確立することを基本とすること。場の移行としては、「広場や床から机・椅子へ」である。学び方を身につけるプロセスの移行としては、徐々に教科学習に分化していくことができるための段階として生活科を基軸とした総合活動から合科的に向かう間の「総合科活動」としてソフトランディングしていく期間を実態に即して設定しながら、不安の解消から期待の自己実現に至るカリキュラムマネジメントである。あくまでも小学校の教科教育中

心の論理を低年齢化させるのではなく、幼児教育の「総合的な学び」を小学校教育に発展させるというものである。

そして、このスタートカリキュラムは入学直後のわずかな期間の部分ではなく「幼児教育から小学校低学年を見通した教育課程」の中に位置付き、他教科との関連を有効にしながら、学校園独自の創意で毎年、作り上げ、作り直されていかねばならないものである。

2点目は、幼稚園における学校評価と小学校の学校評価の情報連携と効果的な情報発信である。

これについては、文部科学省委嘱事業大和郡山市幼稚園教育の改善充実調査研究運営委員長を今年度は筆者は拝命しての研究に着手しているところである。さらに課題解決に向けて取り組んでいきたい。

子どもを「連続的に学び、育ち、成長する者であると捉える」ことは、重要である。眼前の子どもの現在の姿のみにとらわれず、「過去の学び」と「未来への育ち」の通過点として重要な意味ある教育活動の点の集積としての線にどう繋ぎ、家庭や地域に面としてどう広げていくかを自覚的に見直さなければならぬ。真の意味の保幼小連携は、子ども同士のみならず、保育者と教師同士の相互交流・相互理解なしには実現しない。それは、双方の教育についての独自性の理解と認め合いから始まるのである。

【参考・引用文献】

- (1) 高田教育研究会編『教育創造 137号』木村吉彦（2001.3.）これからの幼小・小中連携について考える—その基本的な考え方と連携の具体的な在り方—
- (2) 日本教育方法学会「教育方法事典」図書文化出版2004 145頁
- (3) 国立教育研究所の学級経営委員会『学級経営の充実に関する調査研究』最終報告書「学級経営をめぐる問題の現状とその対応」（2000年）
- (4) 文部科学省生活科解説書 指導計画作成上の配慮事項 2008年8月 45頁
- (5) 経済協力開発機構「世界の教育改革」2000（OECD、御園生 純：監訳、稲川 英嗣：監訳
発行：明石書店第3節 基礎教育の充実と継続学習 3.1 就学前教育および保育
- (6) OECD（2003）（経済協力開発機構（OECD）／OECD教育研究革新センター2003.11
- (7) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（平成十九年文部科学省告示第四十六号）＜平成19年3月30日成立・平成19年4月1日施行＞
- (8) 新保育所保育指針（平成二十年三月三十一日厚生労働省告示第四十一号）平成21年4月施行
- (9) 新幼稚園教育要領（平成二十年三月二十八日公示）
- (10) 新学習指導要領（平成二十年三月二十八日公示、六月十三日小・中学校学習指導要領の改訂に伴う平成二十一年度からの移行措置についての省令及び告示を公示）
- (11) 「保育所保育指針の改定でめざしていること就学前の保育を担う保育者養成の今後の方向性を考える～」社団法人全国保育士養成協議会現代保育研究所（2008.8）
- (12) 「受講生に変容をもたらす総合演習の探求—学園祭展示に位置づけた中間発表と他者評価及び互評価を核とした検証—（奈良文化短期大学紀要論文2007善野）